

**A4** 個人で開業する場合、初年度および次年度は消費税の納税義務はありません。また、法人で開業する場合も、平成19年4月1日以降の設立法人は原則、持分の定めのない社団医療法人（代表例として基金拠出型医療法人）となり、基金拠出型医療法人は出資金という考え方はありませんので、1,000万円以上の基金拠出であったとしても初年度および次年度は消費税の納税義務はありません。

消費税の納税義務は、基準期間（個人の場合はその年の前々年）における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定します。よって、新たに個人で開業する場合には、基準期間における課税売上高がありませんので消費税の納税義務は免除されます。

また、開業後3年目は、基準期間が開業事業年度であって1か月しかない、というようなケースが考えられます。法人であれば12か月に換算する必要がありますが、個人の場合は年の中途で開業したとしても、年初から開業していたものと同様に考え、年換算はしないまま、基準期間における課税売上高を算定します。

また、消費税の納税義務がない場合でも「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、あえて課税事業者となることを選択することもできます。たとえば、開業時は多額の設備投資や開業諸費用が発生しますので消費税の還付となるケースもありますが、還付を受けるには課税事業者でなければなりません。免税事業者は、消費税を納付する義務がない代わりに、還付を受けることもできないので注意が必要です。